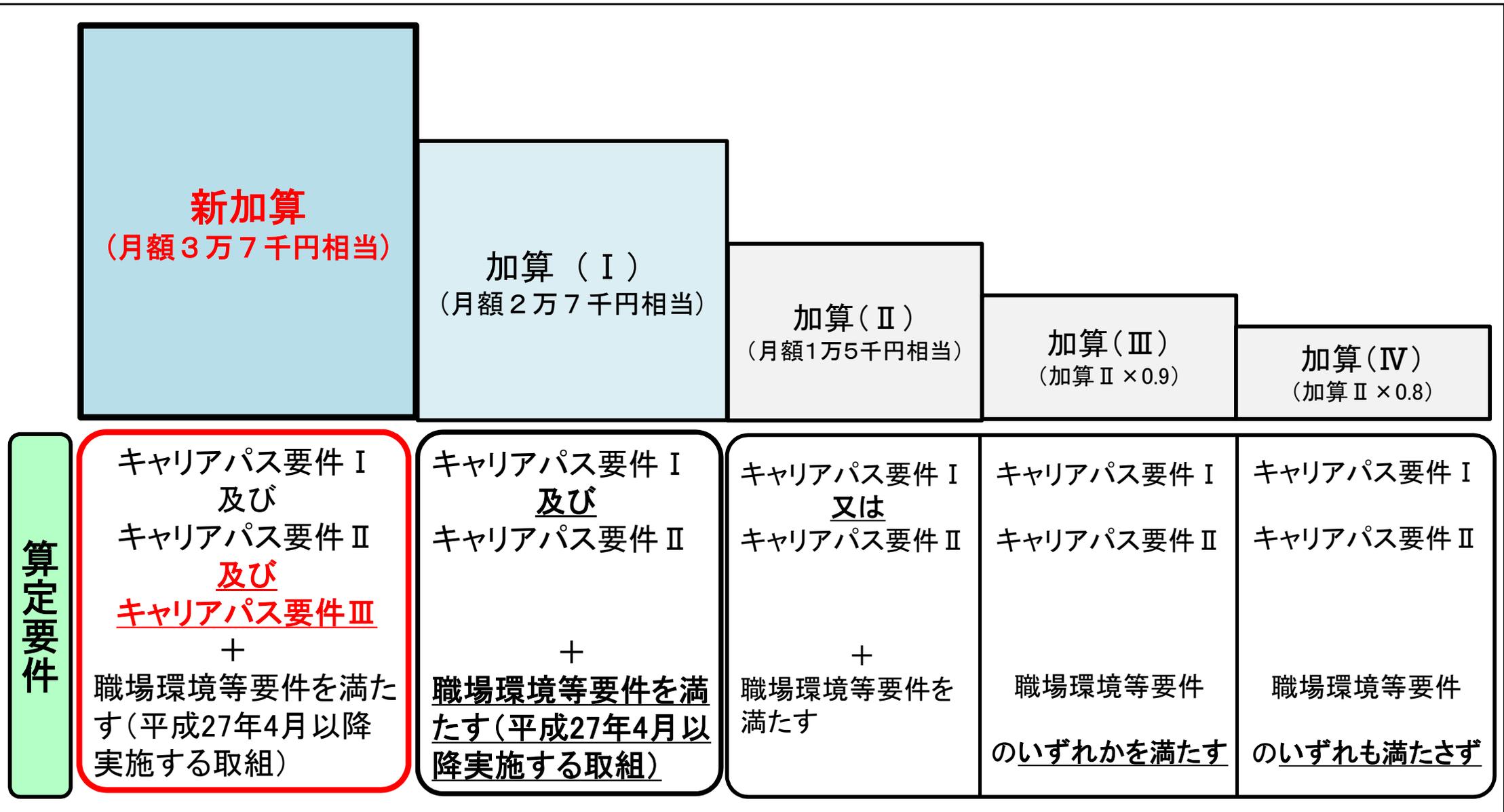


# 処遇改善加算（拡充後）のイメージ（案）



(注) 「キャリアパス要件 I」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
 「キャリアパス要件 II」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
 「キャリアパス要件 III」…**経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること**  
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること  
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。